12/2 毎朝

安倍派裏金1億円超か

パー券収入、議員側に還流

自民党派閥の政治団体による政治資金パーティーを巡る問題で、安倍派（清和政策研究会）がパーティー券の販売ノルマを超えて所属議員が集めた分について、議員側に還流させるキックバックを続けてきたとみられることが1日、関係者への取材で分かった。政治資金収支報告書に記載されず、2022年までの5年間で1億円以上が裏金になった可能性がある。東京地検特捜部は、政治資金規正法違反（不記載・虚偽記入）の疑いでの立件を視野に調べる。＝関連❸面

安倍派が収支報告書にパーティー収入を5年間で計約6億6千万円と記載していたことも判明。裏金分を含めると、実際の収入は少なくとも8億円前後に膨らむ可能性がある。裏金づくりが常態化していたとみられる。

関係者によると、自民党の各派閥は1枚2万円が相場のパーティー券の販売ノルマを所属議員に課しており、当選回数や閣僚経験が増えればノルマの枚数が多くなる。

ノルマを超えた売り上げが派閥からキックバックされ、議員側の収入になる還用があるとされる。派閥の支出と議員側の収入を収支報告書に記していれば問題はない。だが安倍派では適切な記載がされず、裏金になっていたとみられる。特捜部は事務的なミスではなく、故意性が強いとみているもようだ。

政治資金規正法違反の不記載罪などの時効は5年。罰則は禁錮5年以下または罰金100万円以下と定められている。

安倍派の塩谷立座長は1日、国会内で記者団に対し「事実関係を精査する」と述べた。11月30日には派閥会合後、キックバックの慣習があるのかどうか記者団から問われ「そういう話はあったと思う」と言及。だが、同日夕、急きょ記者団を集め「事実を確認しているわけではないので、撤回したい」と語っていた。

安倍派パーティー収入を巡る疑惑の構図

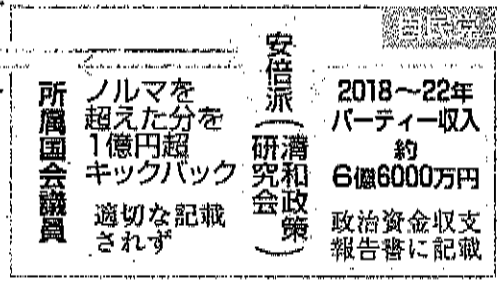

政治資金パーティー　政治家や政治団体が活動資金を得るために開くイベント。政治資金規正法は集めた金額から経費を差し引いた残額を政治活動に充てることを認めている。1回のパーティーで20万円を超す支払いを受けた場合は、政治資金収支報告書に支払った側の名前や住所が記載される。1度で1千万円以上の収入があるものは「特定パーティー」と呼ばれ、開催日や収入額などの記載義務がある。自民党派閥の政治団体が開くパーティーを巡っては、5派閥の2018～21年分の収支報告書に計約4千万円分を過少記載したとする告発状が東京地検に提出され、同地検が担当者を聴取している。